

## ○ 学校での色覚検査について

色覚検査は、学校保健法施行規則の改正（平成14年4月1日施行）により、学校での定期健康診断において必須項目ではなくなっています。しかし、学校内で必要に応じて色覚検査を行うことは認められており、現在も、一部の学校では、学習指導や進路指導に際して、色覚異常の児童生徒を配慮するために、検査の実施を必要とする考えから、色覚検査を任意に行っています。

なお、現在、色覚に不安を覚える児童生徒及び保護者に対し、事前の同意を得て個別に検査を行っている学校においては、それぞれ対応いただいているところですが、色覚バリアフリー検討委員会において、色覚異常に関する説明や検査を実施する理由などを記載した保護者宛の色覚検査申込書様式例を作成しましたので、今後の参考にしてください。

また、学校で色覚検査を行うに当たっては、教職員も色覚異常について正しい知識を持つことが大切です。検査時にはプライバシーの保護に留意し、検査後は指導上の工夫などの事後措置に努めてください。